



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

646	令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
647	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
648	救急病院の認定	(医務課).....	3
649	〃	(〃).....	4
650	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	4
651	紀北地域森林計画の変更	(林業振興課).....	4
652	紀中地域森林計画の変更	(〃).....	5
653	紀南地域森林計画の変更	(〃).....	5
654	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
655	保安林予定森林	(〃).....	5
656	〃	(〃).....	6
657	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	6
658	〃	(〃).....	7
659	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	7
660	〃	(〃).....	7
661	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	8
662	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

○ 公告

入札公告	(情報政策課).....	9
------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第646号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に

において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。
- (3) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) （1）のアからオまで、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年11月8日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年11月19日（火）午前9時から同月21日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年11月19日（火）から同月29日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和元年11月29日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和元年12月17日（火）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第647号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年11月25日まで縦覧に供する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年10月24日

2 名称

特定非営利活動法人ひだか道の会

3 代表者の氏名

北垣順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡日高町大字志賀508番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、日高郡周辺に在住する住人と共に、地域財産を管理し、またそれを有効に利活用し、地域住民間の交流・親睦を深め、青少年の健全な育成ならびに地域住民の福祉の増進を図り、もって地域社会のさらなる発展と安定に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第648号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391番地
- 3 有効期限 令和4年11月3日

和歌山県告示第649号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 令和4年11月5日

和歌山県告示第650号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーウジタ本店
和歌山県和歌山市古屋82番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した年月日
平成28年4月5日
- 4 届出年月日
令和元年10月21日

和歌山県告示第651号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 森林計画区の名称
紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)
- 2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課
- 3 縦覧期間
令和元年11月8日から同年12月2日まで

和歌山県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和元年11月8日から同年12月2日まで

和歌山県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和元年11月8日から同年12月2日まで

和歌山県告示第654号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字大谷671の3

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第655号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1881の16

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第656号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字丸藪139の8

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第657号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第658号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第661号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大石河地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する既設標柱9号と標柱13号を結んだ線、標柱13号と既設標柱10号を結んだ線及び既設標柱10号と既設標柱9号を結んだ線によって囲まれた区域を平成24年和歌山県告示第1478号で指定した大石河地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
13号	日高郡	印南町	印南原	津井田	3732番	

2 矢矧地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		秋津町	岩倉	651番	
2号	〃		〃	〃	654番1	
3号	〃		〃	〃	655番4	
4号	〃		〃	〃	636番1	
5号	〃		〃	〃	630番1	
6号	〃		〃	〃	631番16	
7号	〃		〃	矢矧	534番1	
8号	〃		〃	〃	536番	
9号	〃		〃	〃	529番4	
10号	〃		〃	東八町	464番1	
11号	〃		〃	岩倉	644番1地先	道路敷
12号	〃		〃	〃	646番5	

3 竹原2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	北山村	竹原	上エ地	274番1	
2号	〃	〃	〃	〃	262番	
3号	〃	〃	〃	〃	236番	
4号	〃	〃	〃	中地	204番	
5号	〃	〃	〃	里山	686番2	
6号	〃	〃	〃	〃	685番	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	691番2	
9号	〃	〃	〃	上ミ地	123番	
10号	〃	〃	〃	〃	161番	
11号	〃	〃	〃	中地	198番	
12号	〃	〃	〃	〃	211番	

和歌山県告示第662号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3443	日高郡みなべ町東吉田字小矢谷505番4の一部、506番1の一部、506番2の一部、里道	日高郡みなべ町南道352番地 坂本登	令和 元. 10. 21	4.00 ? 6.00	66.42

公 告

入 札 公 告

令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

(2) 業務の名称

令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務

(3) 業務の内容

きのくにe-ねっと経由でインターネットに接続するためのサービスの提供

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第646号に規定する令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和元年11月8日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和元年11月19日（火）午前9時から同月21日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和元年12月18日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和元年12月18日（水）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Offering of Internet Connection Service of Wakayama Prefectural local area network system

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 18 December 2019 (Deadline for bids submitted by mail :9:30 a.m. 18 December 2019)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp